

公益社団法人 愛媛県作業療法士会

広告及び求人広告掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県作業療法士会（以下、本会という）の定款に定める目的（作業療法の普及及び向上を図るとともに、会員の職業倫理及び学術技能を研鑽し、もって県民の保健・医療・福祉の発展及び充実に寄与することを目的）を達成するための活動の一部として広告及び、愛媛県内の医療機関、介護施設等の作業療法士の求人広告を掲載することを定めたものである。

(広告掲載の範囲)

第2条 掲載する広告の種類及び掲載基準は、下記のとおりとする。

(1) 研修会等の告知に関するもの

- ①本会が主催、共催、後援、協賛する研修会等
- ②日本作業療法士協会が主催、共催、後援、協賛する研修会等
- ③作業療法の知識・技術等の能力向上に寄与する研修会等
- ④本会賛助会員の広告
- ⑤その他本会の趣旨及び掲載基準に相応すると理事会が判断したもの

(2) 求人広告に関するもの

- ①愛媛県内で事業を実施している医療施設及び介護福祉施設等である
- ②求人職種は作業療法士国家資格取得者及び資格取得者見込みである
- ③雇用の形態は、常勤・非常勤は問わない

(広告の種類)

第3条 広告の種類は、愛媛県作業療法士会ニュースに掲載する求人広告等とする。

(掲載内容の責任の所在)

第4条 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとし、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載申し込み)

第5条 広告及び求人広告掲載を申し込む者は、掲載物発行月の2ヶ月前までに、電子メールにて必要事項を記載の上、広告掲載担当者に送付する。その際、必要に応じ添付データも併せて送付する。

(掲載の可否の判断)

第6条 掲載の可否の判断は、理事会の決議にて行うものとする。

- 2 申し込みの受理、掲載の可否は電子メールにて本会より申し込み者に案内するものとする。

(広告料金)

第7条 掲載料金は、本会の愛媛県作業療法士会ニュースに掲載する広告等に対して、依頼主が本会に支払うこととする。

(掲載料金の額)

第8条 掲載料金の基準額は、別表1に掲げる。第2条に該当しないものについては、その都度理事会で定める。

(規程の変更)

第9条 この規程は理事会の議決がなければ変更できない。

(附則)

1. この規程は、平成31年1月16日から施行する。
2. この規程は、令和6年9月18日から施行する。

別表 1

広告掲載料

掲載サイズ (A4 サイズ)	掲載料 (通常)	掲載料 (賛助会員 A)	掲載料 (賛助会員 B)
1 / 1 ページ	20,000 円	10,000 円	14,000 円
1 / 2 ページ	10,000 円	5,000 円	7,000 円
1 / 4 ページ	5,000 円	無料	3,500 円